

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成25年12月26日

【四半期会計期間】 第58期第3四半期(自 平成25年8月21日 至 平成25年11月20日)

【会社名】 株式会社西松屋チェーン

【英訳名】 NISHIMATSUYA CHAIN Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 大村 禎 史

【本店の所在の場所】 兵庫県姫路市飾東町庄266番地の1

【電話番号】 079 (252) 3300 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 藤 田 正 義

【最寄りの連絡場所】 兵庫県姫路市飾東町庄266番地の1

【電話番号】 079 (252) 3300 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 藤 田 正 義

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第57期 第3四半期累計期間	第58期 第3四半期累計期間	第57期
会計期間		自 平成24年2月21日 至 平成24年11月20日	自 平成25年2月21日 至 平成25年11月20日	自 平成24年2月21日 至 平成25年2月20日
売上高	(千円)	93,680,814	97,906,489	122,546,332
経常利益	(千円)	6,130,857	5,075,028	6,593,951
四半期(当期)純利益	(千円)	3,389,684	2,760,246	3,648,143
持分法を適用した場合の 投資利益	(千円)			
資本金	(千円)	2,523,031	2,523,031	2,523,031
発行済株式総数	(株)	69,588,856	69,588,856	69,588,856
純資産額	(千円)	50,638,308	52,214,577	50,976,799
総資産額	(千円)	73,853,147	73,671,849	71,106,983
1株当たり四半期 (当期)純利益金額	(円)	50.70	41.52	54.59
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額	(円)			
1株当たり配当額	(円)	9.00	9.00	19.00
自己資本比率	(%)	68.3	70.5	71.4

回次		第57期 第3四半期会計期間	第58期 第3四半期会計期間
会計期間		自 平成24年8月21日 至 平成24年11月20日	自 平成25年8月21日 至 平成25年11月20日
1株当たり四半期純利益金額	(円)	24.66	22.17

- (注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。
2 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、四半期連結経営指標等については記載しておりません。
3 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。
4 希薄化効果を有する潜在株式が存在しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額は記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第3四半期累計期間において、当社が営んでいる事業の内容に変更はありません。また、当社は関係会社を有しておりません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第3四半期累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結は行われておりません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

当第3四半期累計期間におけるわが国経済は、欧州の財政問題や中国の経済停滞の影響が懸念されるものの、米国経済の回復基調と相まって、円安進行による本邦輸出企業を中心とした株価上昇や企業収益の回復など明るい兆しを見せ始めております。しかしながら当業界におきましては、国内企業各社によるシェア獲得のための価格競争や出店競争に加え、急激な円安による輸入価格の高騰など、厳しい状況が続いております。

このような環境の中、当社は、北海道から沖縄までの全国47都道府県に、お客様にとって便利で標準化された店舗網の拡充をさらに進めるため、新規出店を継続して行ってまいりました。当第3四半期累計期間の新規出店は26店舗となり、一方で5店舗閉鎖したことで、当第3四半期会計期間末の店舗数は856店舗となっております。

商品別の売上高の動向におきましては、衣料部門はアウトウェアが比較的好調に推移した一方で、肌着やマタニティ用品などが伸び悩みました。雑貨部門は、室内用マットやベビーチェアなど自社開発の育児用品が好調に推移いたしました。これらの結果、売上高は前年同期比で104.5%となりました。

売上総利益におきましては、前年同期比で101.8%と、売上高の伸びを下回る結果となりました。これは、直接輸入比率の高い肌着などで為替の急激な変動（円安）への対応が遅れたことで、仕入原価率が上昇したことなどによります。

販売費及び一般管理費におきましては、継続して広告宣伝費や物流費、その他固定費の削減に取り組んでまいりました。

以上の結果、当第3四半期累計期間の売上高は979億6百万円（前年同期比104.5%）、営業利益は48億8千2百万円（前年同期比82.1%）、経常利益は50億7千5百万円（前年同期比82.8%）となりました。また四半期純利益は減損損失1億5千2百万円や店舗閉鎖損失1億円を特別損失に計上した結果、27億6千万円（前年同期比81.4%）となりました。

なお、当社の事業内容はベビー・子供の生活関連用品の販売事業の単一セグメントのみであるため、セグメントごとの業績の状況の記載を省略しております。

(2) 財政状態の分析

当第3四半期会計期間末における総資産は736億7千1百万円と前事業年度末から25億6千4百万円の増加となりました。これは、主に売掛金が13億3千3百万円増加したことや、商品および未着商品が11億6千4百万円増加したことなどによります。

当第3四半期会計期間末における負債は214億5千7百万円と前事業年度末から13億2千7百万円の増加となりました。これは、主に支払手形及び買掛金が17億8千1百万円増加したことや未払金（流動負債「その他」）が8億3千6百万円増加したことの一方、未払法人税等が14億2千万円減少したことなどによります。

当第3四半期会計期間末における純資産は522億1千4百万円と前事業年度末から12億3千7百万円の増加となりました。これは、主に四半期純利益27億6千万円による増加の一方、配当金の支払12億6千5百万円および自己株式の取得3億円があったことなどによります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期累計期間において、当社が対処すべき課題に重要な変更および新たに生じた課題はありません。

(4) 研究開発活動

特記すべき事項はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	191,220,000
計	191,220,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成25年11月20日)	提出日現在発行数(株) (平成25年12月26日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	69,588,856	69,588,856	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数 100株
計	69,588,856	69,588,856		

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成25年8月21日 ～ 平成25年11月20日		69,588,856		2,523,031		2,321,155

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できず、記載することができませんので、直前の基準日である平成25年8月20日の株主名簿により記載しております。

【発行済株式】

平成25年8月20日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 3,172,300	2,307	(注)1、2
完全議決権株式(その他)	普通株式 66,336,000	663,360	(注)1、3
単元未満株式	普通株式 80,556		
発行済株式総数	69,588,856		
総株主の議決権		665,667	

(注)1 100株につき、1個の議決権を有しております。

2 当社所有の自己株式が2,941,600株、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が所有する当社株式が230,700株含まれております。

3 証券保管振替機構名義の株式が3,300株(議決権33個)含まれております。

【自己株式等】

平成25年8月20日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社西松屋チェーン	兵庫県姫路市飾東町庄 266番地の1	2,941,600	230,700	3,172,300	4.56
計		2,941,600	230,700	3,172,300	4.56

(注) 他人名義で所有している理由等

所有理由	名義人の氏名または名称	名義人の住所
「株式給付信託(J-ESOP)」制度の信託財産として拠出	資産管理サービス信託銀行 株式会社(信託E口)	東京都中央区晴海1丁目8 12 晴海アイランド トリトンスクエア オフィ スタワーZ棟

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

第4 【経理の状況】

1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期会計期間(平成25年8月21日から平成25年11月20日まで)および第3四半期累計期間(平成25年2月21日から平成25年11月20日まで)に係る四半期財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

3．四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表は作成しておりません。

1【四半期財務諸表】
(1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成25年2月20日)	当第3四半期会計期間 (平成25年11月20日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	23,883,693	23,028,976
売掛金	1,025,117	2,358,828
商品	18,856,318	19,980,407
未着商品	441,367	481,394
預け金	2,148,381	3,233,329
その他	2,274,838	2,414,968
流動資産合計	48,629,718	51,497,905
固定資産		
有形固定資産	6,514,188	6,720,247
無形固定資産	422,661	354,210
投資その他の資産		
建設協力金	9,819,644	9,287,564
その他	5,720,770	5,817,812
貸倒引当金	-	5,891
投資その他の資産合計	15,540,415	15,099,485
固定資産合計	22,477,265	22,173,944
資産合計	71,106,983	73,671,849
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	1, 2 11,540,568	1, 2 13,322,252
未払法人税等	2,069,036	648,551
賞与引当金	549,055	832,546
設備関係支払手形	461,502	488,416
その他	1, 2 3,674,014	1, 2 4,379,146
流動負債合計	18,294,178	19,670,913
固定負債		
退職給付引当金	418,109	407,009
役員退職慰労引当金	277,000	291,850
資産除去債務	828,947	846,234
その他	311,948	241,265
固定負債合計	1,836,005	1,786,359
負債合計	20,130,183	21,457,272

(単位：千円)

	前事業年度 (平成25年2月20日)	当第3四半期会計期間 (平成25年11月20日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,523,031	2,523,031
資本剰余金	2,321,506	2,321,553
利益剰余金	48,302,686	49,797,491
自己株式	2,472,758	2,772,483
株主資本合計	50,674,465	51,869,594
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	52,368	74,080
繰延ヘッジ損益	22,716	10,327
評価・換算差額等合計	75,084	84,407
新株予約権	227,249	260,575
純資産合計	50,976,799	52,214,577
負債純資産合計	71,106,983	73,671,849

(2)【四半期損益計算書】
【第3四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期累計期間 (自平成24年2月21日 至平成24年11月20日)	当第3四半期累計期間 (自平成25年2月21日 至平成25年11月20日)
売上高	93,680,814	97,906,489
売上原価	58,547,137	62,127,516
売上総利益	35,133,676	35,778,973
販売費及び一般管理費	29,184,994	30,896,756
営業利益	5,948,682	4,882,216
営業外収益		
受取利息	97,845	92,701
期日前決済割引料	60,791	52,066
その他	34,558	59,594
営業外収益合計	193,195	204,363
営業外費用		
支払利息	9,407	7,014
支払手数料	1,084	4,496
その他	527	40
営業外費用合計	11,019	11,551
経常利益	6,130,857	5,075,028
特別損失		
減損損失	38,585	152,207
店舗閉鎖損失	-	100,752
特別損失合計	38,585	252,960
税引前四半期純利益	6,092,271	4,822,068
法人税、住民税及び事業税	2,893,000	2,144,000
法人税等調整額	190,412	82,177
法人税等合計	2,702,587	2,061,822
四半期純利益	3,389,684	2,760,246

【会計方針の変更等】

当第3四半期累計期間 (自 平成25年2月21日 至 平成25年11月20日)	
(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)	
当社は、法人税法の改正に伴い、第1四半期会計期間より、平成25年2月21日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。	
なお、この変更による当第3四半期累計期間の損益に与える影響は軽微であります。	

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

1 ファクタリング期日前決済

仕入債務等については、ファクタリング方式により当社に対する債権者からファクタリング会社に譲渡されており、一部支払条件の期日前決済を実施しております。

当該期日前決済については、四半期財務諸表において以下の金額を当第3四半期会計期間末残高から控除して表示しております。

	前事業年度 (平成25年2月20日)	当第3四半期会計期間 (平成25年11月20日)
買掛金	15,234,388千円	15,442,543千円
流動負債「その他」未払金	2,009,155千円	1,461,586千円

2 偶発債務

仕入債務等のファクタリング方式による期日前決済額の内、遡及義務を負っている金額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年2月20日)	当第3四半期会計期間 (平成25年11月20日)
期日前決済額の内、 遡及義務を負っているもの	12,732,109千円	9,577,788千円

3 コミットメントライン契約

当社では資金調達の安定性を高めるため、取引銀行1行とコミットメントライン契約を締結しております。この契約に基づく借入未実行残高は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年2月20日)	当第3四半期会計期間 (平成25年11月20日)
コミットメントライン極度額	-	5,000,000千円
借入実行残高	-	-
借入未実行残高	-	5,000,000千円

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書および前第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第3四半期累計期間 (自 平成24年2月21日 至 平成24年11月20日)	当第3四半期累計期間 (自 平成25年2月21日 至 平成25年11月20日)
減価償却費	721,697千円	702,889千円

(株主資本等関係)

前第3四半期累計期間(自 平成24年2月21日 至 平成24年11月20日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年5月15日 定時株主総会	普通株式	674,198千円	10円00銭	平成24年2月20日	平成24年5月16日	利益剰余金
平成24年9月27日 取締役会	普通株式	603,000千円	9円00銭	平成24年8月20日	平成24年11月1日	利益剰余金

(注) 配当金の総額には、株式給付信託(J-ESOP)制度に基づく資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)に対する配当金を含んでおります。

2. 基準日が当第3四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

当社は、平成24年4月3日開催の取締役会決議により299,954千円(419,700株)の自己株式を取得しております。

当第3四半期累計期間(自 平成25年2月21日 至 平成25年11月20日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年5月14日 定時株主総会	普通株式	669,999千円	10円00銭	平成25年2月20日	平成25年5月15日	利益剰余金
平成25年10月1日 取締役会	普通株式	599,825千円	9円00銭	平成25年8月20日	平成25年11月1日	利益剰余金

(注) 配当金の総額には、株式給付信託(J-ESOP)制度に基づく資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)に対する配当金を含んでおります。

2. 基準日が当第3四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

当社は、平成25年4月3日開催の取締役会決議により299,940千円(352,600株)の自己株式を取得しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期累計期間(自平成24年2月21日 至平成24年11月20日)および当第3四半期累計期間(自平成25年2月21日 至平成25年11月20日)

当社は、ベビー・子供の生活関連用品の販売事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額および算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第3四半期累計期間 (自平成24年2月21日 至平成24年11月20日)	当第3四半期累計期間 (自平成25年2月21日 至平成25年11月20日)
1株当たり四半期純利益金額	50円70銭	41円52銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(千円)	3,389,684	2,760,246
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	3,389,684	2,760,246
普通株式の期中平均株式数(株)	66,853,230	66,487,091

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有する潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 1株当たり四半期純利益金額を算定するための普通株式の期中平均自己株式数については、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が所有する当社株式を含めております。

2 【その他】

平成25年10月1日開催の取締役会において、平成25年8月20日現在の株主に対して、第58期の中間配当を次のとおり行うことを決議いたしました。

中間配当金総額	599,825千円
1株当たりの額	9円00銭
支払請求の効力発生日および 支払開始日	平成25年11月1日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年12月25日

株式会社西松屋チェーン
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 木村文彦 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中田明 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社西松屋チェーンの平成25年2月21日から平成26年2月20日までの第58期事業年度の第3四半期会計期間(平成25年8月21日から平成25年11月20日まで)及び第3四半期累計期間(平成25年2月21日から平成25年11月20日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社西松屋チェーンの平成25年11月20日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。